

13. 平成18年度地産地消推進活動支援事業計画

平成18年7月12日
(財) 日本特産農産物協会

第1 事業の趣旨

平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、国は食料自給率向上と食の安全や健康な食生活に向けた諸課題を設定し、その政策の基本的方針を定めている。

この中で、国は自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項の第1として、分かりやすく実践的な地産地消の取組を全国的に展開することの重要性を特に強調している。

地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費する物質循環機能の考え方に根ざしている。そのためには、消費者・生産者相互が「顔が見え、話ができる」信頼関係を保ちながら、生産者が安全な農産物を生産し、安定的・継続的に供給していくことが重要である。

また、地産地消の活動は、食の安全・安心の確保とともに、体験農業、食農教育、都市と農村の交流等による地域農業の振興、地域活性化が期待される。

このような情勢の中で、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫による地産地消活動が数多く展開されている。しかしながら、これらに係る情報は十分把握・整理されていないのが実態である。

そこで、財団法人 日本特産農産物協会（以下「協会」という。）は、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の2「地産地消推進活動支援事業」に基づき、地域特産物等の地産地消活動を一層推進することを目的として、①地産地消及び地域特産物の情報の収集・研究、②これらの情報の中から、優良な事例について分析・検討、③地産地消活動を展開している地域の中から優良な団体等の表彰、④地域特産物の栽培・加工等の分野で豊富な経験や技術を持ち、地域特産物の産地育成を支援する役割を担える「地域特産物マイスター」を認定して、地域特産物やその産地の育成等に役立てることを目的とした地域特産物マイスター制度を引き続き実施することとする。

第2 事業の内容

1. 地産地消推進活動支援委員会の設置

学識経験者、地域の地産地消活動の指導者・実践者等による地産地消推進活動支援委員会を設置し、事業実施計画の策定、地産地消活動の基本的な提言の策定、情報の収集・調査・分析、地産地消優良活動事業の表彰者の選定及び地域特産物マイスターの認定等を行う。

また、必要に応じて委員会に専門委員を置く。

2. 情報の収集・調査、分析及び提供等

- (1) 地産地消活動等及び地域特産物の情報の収集は、農林水産省・農林水産省地方農政局（以下「地方農政局」という。）・内閣府沖縄開発庁沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）・都道府県等の協力を得て行う。
また、地産地消活動を行っている個人、法人、市町村等に対する情報の収集を行う。
- (2) 地域特産物の持つ機能性等多様な機能に着目した産地形成のための研究会を開催する。

3. 特産物の産地育成、地産地消の支援のための人材の活用等

- (1) 別に定める「地域特産物マイスター制度実施要領」に基づき、地域特産物マイスターの認定・登録制度を実施する。
- (2) 地域特産物マイスターの派遣・斡旋を実施する。
- (3) 地域特産物マイスターの集いを開催する。併せて、地域特産物の振興等に関する講演会を行う。
- (4) 地域特産物マイスター協議会を組織し、地域特産物の振興や地産地消のあり方等についてマイスターの意見交換会を開催する。

4. 地産地消優良活動事業の表彰等の選定及び表彰

- (1) 別紙「平成18年度地産地消優良活動表彰要領」に基づき、優良な活動を行っている団体等（以下「表彰事業参加者」という。）を選定し、表彰事業を主催する全国地産地消推進協議会（以下「表彰主催団体」という。）に推薦する。
- (2) 表彰者の選定は、農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局・都道府県・市町村等の協力のもとに、地方農政局・沖縄総合事務局・北海道単位に推薦を得て、1の地産地消推進活動支援委員会において農林水産大臣賞、農林水産省関係局長賞候補を選定する。
- (3) 表彰式の開催
表彰主催団体において決定した表彰者を表彰するための表彰式を開催し、併せて表彰者等の活動内容等の発表会等を実施する。